

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、周遊斜塔の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和4年11月21日 鳥取地方法務局米子支局 登記官 江 角 祐 司

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）
2702-2022-0040	日野郡日南町丸山字大谷奥165番	墓地	9・91
2702-2022-0041	日野郡日南町丸山字大谷奥167番	墓地	29